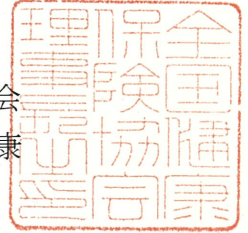


協発第240306-02号

令和6年3月6日

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 様

全国健康保険協会  
理事長 北川 博康



協会けんぽの保健事業に関する広報のご協力をお願い

平素より、全国健康保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会では、加入者の皆様の健康の保持・増進を目的に実施している特定健診・特定保健指導等の保健事業について、より一層注力していくため、令和5年度からさらに保健事業の充実に取り組むこととし、「けんぽのいっぽ！」と銘打って積極的に周知・広報を行っているところです。

具体的には令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減しており、さらに令和6年度からは、これまで40歳、50歳の被保険者を対象に実施しておりました、生活習慣病予防健診と同時実施する付加健診について、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳と対象年齢を大幅に拡大致します。

生活習慣病予防健診を受診していただき、健診結果に応じ、特定保健指導の利用や医療機関への確実な受診を行っていただくことは、従業員の皆様の健康を守り、事業所の将来に資するものと考えております。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、以下の保健事業に関する事項について、貴団体の広報誌やホームページ等に掲載いただくなど、貴団体のご協力を引き続き賜りたくお願い申し上げます。

また、今後、当協会支部より都道府県トラック協会へ同様の依頼をさせていただきますことがございますので、都道府県トラック協会への周知についても重ねてお願い申し上げます。

## 【周知いただきたい保健事業の取組】

### 1. 生活習慣病予防健診における付加健診対象年齢の拡大等

令和6年4月から、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。付加健診は、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器を調べる腹部超音波検査や高血圧・動脈硬化等を見つける手がかりとなる眼底検査等を含み、生活習慣病予防健診と同時にご利用いただくことで、より一層充実した健診となります。

また、健診実施率の向上のため、令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減しております。ひとりでも多くの方に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう、引き続き貴団体会員への積極的な周知等、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 2. 特定保健指導の積極的な利用

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施しています。特定保健指導では、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の改善に向けた取組をサポートいたします。

健診は受けることが目的ではなく、あくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。従業員の皆様の健康と事業所の将来を守るためにも、当協会では、健診・特定保健指導のご案内は事業所を通じてお送りしておりますので、案内が届きましたら、従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的なお声がけをお願い申し上げます。また、就業時間内にご利用いただけるよう、指導時間の確保や実施場所の提供について重ねてお願い申し上げます。

### 3. 事業者健診データの提供

当協会が実施している生活習慣病予防健診に限らず、40歳以上の方で労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受診された場合についても、その健診結果を当協会へご提供いただくことで、生活習慣病予防健診を受診した場合と同様に特定保健指導をご利用いただける仕組みとなっています。

生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を利用していただく機会を確保するためにも、事業者健診データを確実にご提供いただきますようお願い申し上げます。

(お問い合わせ先)

全国健康保険協会 本部

保健部 保健第一グループ

担当：中澤、貫場

TEL：03-6680-8853